令和4年第14回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案 (議案第3号) を除く

令和4年第14回教育委員会会議

- 1 日 時 令和4年8月4日(木)13時30分~14時00分
- 2 場 所 STV 北2条ビル4階 教育委員会会議室
- 3 出席者

| 教 育 長 | 檜 | 田 | 英 | 樹 |
|----------|----|-----|----|---|
| 委 員 | 冏 | 部 | 夕 | 子 |
| 委 員 | 佐 | 藤 | 淳 | |
| 委 員 | 道 | 尻 | 豊 | |
| 委 員 | 中 | 野 | 倫 | 仁 |
| 生涯学習部長 | 木 | 村 | 良 | 彦 |
| 学校施設担当部長 | 池 | 田 | 秀 | 利 |
| 学校教育部長 | 長名 | 川名 | 正 | 人 |
| 児童生徒担当部長 | 廣 | JII | 雅 | 之 |
| 教職員担当部長 | 三月 | 三部 | 文 | 彦 |
| 生涯学習推進課長 | 村 | 上 | 玄 | 光 |
| 社会教育担当係長 | 釜 | 石 | 真由 | 美 |
| 教育推進課長 | 石 | 田 | 建 | 志 |
| 教育課程担当課長 | 伊 | 達 | 峰 | 史 |
| 総務課長 | 前 | 田 | 憲 | _ |
| 庶務係長 | 上 | 野 | 千 | 沙 |
| 書記 | 村 | 上 | 彰 | 隆 |

- 4 傍聴者 4名
- 5 議 題
 - 議案第1号 令和5年度使用教科用図書の採択について
 - 議案第2号 令和4年度以降の全国学力・学習状況調査結果の取扱いに係る 札幌市の対応方針について
 - 議案第3号 令和4年度札幌市社会教育功労者表彰選考委員会委員の委嘱に ついて

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和4年第 14 回教育委員会会議を開会いたします。 本日の会議録の署名は、道尻豊委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

なお、石井知子委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第3号は附属機関の委員の任免に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第3号は公開しないことといたします。

【議 事】

- ◎議案第1号 令和5年度使用教科用図書の採択について
- ○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「令和5年度使用教科用 図書の採択について」です。事務局から説明をお願いします。
- ○学校教育部長 学校教育部長の長谷川でございます。私から、議案第1号について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和5年度に使用する小学校用、中学校用、高等学校用、中等教育学校用及び特別支援教育用教科用図書の採択についてであります。

本年度は、令和5年度に使用する高等学校用・中等教育学校後期課程用及び特別支援教育用教科用図書の採択替えを行うこととなっており、去る7月19日に開催された教育委員会会議において、札幌市教科用図書選定審議会からの答申などに基づいて、これらの教科用図書を選定いただきました。

本案は、その際のご審議の結果等に基づいて、令和5年度に札幌市立学校で使用する教科用図書を採択するため、議案として提出するものでございます。

議案のインデックス「高校・中等後期」の高校 47 ページをご覧ください。

この「令和5年度使用高等学校用及び中等教育学校後期課程用教科用図書選定理由書」につきましては、選定審議会の部長からの報告と教育委員会会議での協議を踏まえ、まとめさせていただきました。

次に、インデックス「特別支援」の特支6ページをご覧ください。

「令和5年度使用特別支援教育用教科用図書選定理由書」につきましても、同

様に選定審議会の部長からの報告と教育委員会会議での協議を踏まえ、まとめ させていただきました。

続いて、インデックス「小学校」の小学1ページをご覧ください。

令和5年度小学校用教科用図書については、「教科用図書の無償措置に関する 法律」の定めるところに基づき、文部科学省より本年度と同一の教科用図書を採 択しなければならないとの通知を受けております。

最後に、インデックス「中学・中等前期」の中学1ページをご覧ください。 こちらも小学校用教科用図書と同じく、本年度と同一の教科用図書を採択しなければならないとの通知を受けております。

なお、小学校用教科用図書は令和元年度に、社会の歴史的分野以外の中学校用 教科用図書は令和2年度に、社会の歴史的分野の中学校用教科用図書は令和3 年度に、それぞれ教育委員会会議において採択した際、選定理由書の内容を確認、 決定しておりますので、本日の議案には含めておりませんことを申し添えます。 私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○檜田教育長 ありがとうございます。

まず、高等学校並びに中等教育学校後期課程用教科用図書について確認いたします。

前回の教育委員会会議において、答申及び高等学校部会部長からの説明をも とに審議をいたしましたが、議案書のインデックス「高校・中等後期」以降のと おり、選定結果と選定理由をとりまとめております。

「高校・中等後期」の選定理由等につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

- ○佐藤委員 前回、大変詳しくご説明いただきましたので、今回特に意見はございません。
- **○檜田教育長** ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、「高等学校・中等教育学校後期課程」の選定理由につきましては、議案の文言どおりと確認させていただきます。

続いて、特別支援教育用教科用図書について確認します。

高等学校と同様に、前回の教育委員会会議において、答申及び特別支援教育部会部長からの説明をもとに審議いたしましたが、議案のインデックス「特別支援」 以降のとおり、選定結果と選定理由をとりまとめております。

「特別支援教育」の選定理由等につきまして、ご質問、ご意見がございました らお願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 ありがとうございます。それでは、「特別支援教育」の選定理由 につきましても、議案の文言どおりと確認させていただきます。

以上で、高等学校及び中等教育学校後期課程用並びに特別支援教育用のそれ ぞれの教科用図書の選定理由が確定いたしましたので、最後に採択の決定を行います。

インデックス「高校・中等後期」の高校1ページから高校46ページまでにあります高等学校・中等教育学校後期課程用教科用図書、インデックス「特別支援」の特支1ページから特支5ページにあります、特別支援教育用教科用図書について、一覧に記載されているとおり採択することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**檜田教育長** また、事務局からのはじめの説明にありましたとおり、インデックス「小学校」にあります、小学校用教科用図書及びインデックス「中学・中等前期」にあります中学校用教科用図書については、一覧に記載されているとおり、今年度と同じ教科用図書を採択することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**檜田教育長** これで、令和5年度に札幌市立学校で使用する全ての教科用図書が採択されました。ご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、議案第1号「令和5年度使用教科用図書の採択について」の審議を 終了いたします。

◎議案第2号 「令和4年度以降の全国学力・学習状況調査結果の取扱いに係る る札幌市の対応方針について」

○**檜田教育長** 続きまして議案第2号「令和4年度以降の全国学力・学習状況調査結果の取扱いに係る札幌市の対応方針について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 学校教育部長の長谷川でございます。

去る4月19日に実施いたしました、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いに係る札幌市の対応方針についてお諮りいたします。

まず、資料のインデックス「実施要領」の5ページ(5)「調査結果の取扱いに関する配慮事項」をご覧ください。

本調査の結果の公表に関しましては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなどの配慮が重要でありますので、このことを踏まえ、調査結果の公表に係る対応方針について、お諮りするものでございます。

それでは、1枚目の議案第2号をご覧ください。

お諮りすることは、3点ございます。1点目は、札幌市全体の調査結果の公表に係る取扱い、2点目は、公表に係る数値の取扱い、3点目は、個々の学校の調査結果の公表に係る取扱いについてでございます。

なお、平成29年度以降、本調査の結果の取扱いについて国の方針に大きな変 更がないこと、また、これまでの札幌市の対応に大きな支障がなかったことから、 いずれもこれまでと同様の提案となっております。

このことを踏まえまして、今回は、令和4年度以降の調査結果の取扱いに係る 札幌市の対応方針についてお謀りし、次年度以降は、変更がある場合のみ、教育 委員会会議にお諮りしたいと考えております。

それでは、始めに1点目の「札幌市全体の調査結果の公表に係る取扱い」をご覧ください。

これまでと同様、序列化や過度な競争が生じないよう配慮しつつ、教科の領域 ごと札幌市全体の結果を全国平均と比較し、±3ポイントの幅を基準とした5 段階による言葉や、グラフを用いて表現するとともに、分析の根拠となる札幌市 全体の平均正答率の数値を公表することとしたいと考えております。

本市教育委員会においては、保護者、市民の理解と協力を得ながら教育活動等

を充実していくためには、より一層丁寧で詳しい説明をすることが必要である と考え、序列化や過度な競争が生じないよう配慮しつつ、平成27年度から、平 均正答率の数値を公表しております。

なお、今年度の調査結果につきましては、「令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づき、国全体、都道府県ごとに加えて、政令指定都市ごとの結果が、既に文部科学省から公表されております。

次に、2の「公表に係る数値の取扱い」をご覧ください。

文部科学省は、平成29年度から、「細かい桁における微小な差異が、実質的な違いを示すものではない」ことから、序列化や過度な競争が生じないよう配慮し、都道府県及び政令指定都市の各教科の平均正答率について、小数点以下を四捨五入した整数値を用いて結果の提供、公表を行っております。

裏面をご覧ください。

札幌市といたしましては、数値の細かな差のみに着目するのではなく、全体の傾向を大きく捉えたり、無解答率や誤答率等も含めて、成果と課題を丁寧に捉えたりすることが必要という考えに変更はございませんが、公表を始めた平成27年度以降、小数第1位まで示していたことを踏まえると、札幌市全体の平均正答率を整数値のみで示すことは、保護者や市民に「結果をあいまいにしている」という印象や誤解を招く恐れもあることから、札幌市の平均正答率については、昨年度と同様、国から提供された整数値とともに、独自に計算した小数第1位までの数値も併記することとしたいと考えております。

なお、北海道教育委員会による北海道全体の平均正答率の数値の取扱いも、札幌市と同様に、国から提供された整数値とともに、独自に計算した小数第1位までの数値も併記して示されております。

もう少し具体的にお示しいたします。前回調査である昨年度の札幌市の実施報告書から一部抜粋したものを参考資料として用意いたしました。

インデックス「参考資料」の1ページ目をご覧ください。

「5 教科に関する調査結果の概要」の部分に、札幌市全体の平均正答率を教 科ごとに示しております。上段が、文部科学省から提供された整数値、下段の括 弧内が、札幌市が独自に計算した小数第 1 位までの計算値となっております。 今年度の調査結果についても、このように示したいと考えております。

次に参考資料の2ページ目をご覧ください。

こちらは、各教科の領域別の平均正答率を示しているものでございます。この 部分については、文部科学省から提供されたデータが小数第1位まで示されて いることから、提供された数値をそのまま掲載しております。 それでは、議案第2号の裏面にお戻りください。

3点目、「個々の学校の調査結果の取扱い」についてでございます。

教育委員会といたしましては、これまでと同様、「学校間の序列化や過度な競争が生じないよう、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表は行わない」、つまり、「学校ごとの平均正答率の数値」については公表しないこととしたいと考えております。

インデックス「参考資料」の3ページ目をご覧ください。

一方で、各学校が、自校の調査結果について、保護者等に説明することは重要でありますので、これまでと同様、各学校において児童生徒一人一人の結果を個人票で本人及び保護者に説明するとともに、各学校のホームページに平均正答率の数値を用いずに、自校の調査結果の分析と現在各学校で取り組んでいる授業改善のための「学ぶ力」育成プログラムの2つを掲載するなど、各学校が丁寧な説明を行うよう教育委員会として引き続き促してまいりたいと考えております。

お諮りしたいことは以上になりますが、最後に今後の予定をお伝えさせてい ただきます。

札幌市全体の結果の概要、設問ごとの正答率や回答率等のデータ、課題と改善 策についてまとめた「実施報告書」は、次回の教育委員会会議で報告させていた だく予定です。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

- **○檜田教育長** ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。
- ○阿部委員 確認をよろしいでしょうか。参考資料3のところですけれども、3 つの枠になっていて、一番左の「本校の概要」というところは誰でもわかるような記載になっていると思うのですが、次の「今回の調査における課題」と「改善の方向」という2つの枠組について、該当する中学生が理解できる内容なのかどうかということを教えていただきたいです。

また、私自身はこれを見ても細かいところまでは理解できないのですが、保護者の方への対応というのはどのような状況なのでしょうか。

○学校教育部長 児童生徒に返される個人票には、それぞれの教科の観点についてどの部分ができていないのかということが具体的に記載されておりますの

で、この個人票と併せて確認することで、各学年の「課題」や「改善の方向」についてある程度理解できるようなつくりになっていると考えます。

- ○阿部委員 保護者に対してはどうなのでしょうか。
- ○学校教育部長 各学校において、期末懇談の際に保護者と児童生徒に対して 個人票の中身を説明しながら返却するというような工夫をしておりますので、 保護者の方も一定程度理解されていると考えます。
- ○阿部委員 はい、わかりました。
- ○**檜田教育長** 個人票についてはそれぞれの児童生徒に対して作成され、そこで問題の正誤以外にもかなり細かい項目まで分かりますので、得意不得意や学校全体の傾向も把握できるかと思います。

この結果を日々の授業改善に繋げていくというのが、本調査の本来の目的ですので、各学校における学習の計画にもそのあたりはしっかりと反映させていくものと思います。

- **○道尻委員** 参考資料の1ページ目ですけれども、「ほぼ同程度」というのは全国の平均正答率と比較して±3ポイントの範囲内ということで、例ですと「ほぼ同程度だがやや下回っている」という書き方になっているのですが、これは「ほぼ同程度」の範囲の中で、平均より下回っていることを示しているという理解でよろしいでしょうか。
- ○学校教育部長 そのとおりです。中央値を見ているという形になります。
- **○道尻委員** そうすると、小数第1位まで同じだと、「ほぼ同程度」とだけ記載 されるということですか。
- ○学校教育部長 そうなります。
- ○道尻委員 数値をはっきりさせないことによる「序列化を生まない」などのメリットはあるのでしょうけれども、実際のところは随分差があるなという感じがします。そのあたりについて、保護者側の受け止めとして曖昧さが大きすぎな

いかという懸念や疑問はないのでしょうか。

○学校教育部長 本調査の結果については、保護者はもちろん、世の中の関心が高いものですから、各自治体が平均値の小さな差で序列化されるということが実際の新聞報道等においてもございました。

こうした状況の中、先程申しましたように国は整数値で出しているのですけれども、都道府県などでも小数点以下まで出しているところが多数あるという 実態がございますので、札幌市においてもそのような取扱いとしているところです。

国と比較して細かい数字は出しつつも、大きな差ではないというフォローも していきたいという思いがございます。

- ○道尻委員 札幌市全体の数値としては小数第1位まで出ていますので、ここは具体的に分かるところかと思うのですけれども、参考資料3にある学校毎の数値の書き方がちょっとどうなのかなと思いまして。これは札幌市以外の道内の学校も同じような扱いになっているのか、その辺を把握されていれば教えてください。
- ○学校教育部長 全国的に、学校毎の数値を公表している自治体はほとんどありません。公表している自治体に関して、数値の示し方については概ね似通った状況かと思われます。
- **○道尻委員** わかりました。特に保護者の方からわかりにくいなどといったご 意見が出ていないのでしたら、問題ないかと思います。もし、そのようなご意見 があるのであれば、検討していただく必要があるのかなと思いました。
- **○檜田教育長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- ○中野委員 他の政令市や都道府県の数値に関して、札幌市と比較できるよう な細かいデータは存在するのでしょうか。
- ○**檜田教育長** 整数値ではありますが、先日文科省から結果が示されたところですので、3ポイント以上の差が出ている都道府県や政令市というのも、教科によってはあるというのが実態かと思います。

- **○学校教育部長** 数値については、次回の教育委員会会議でもう少しまとめた ものをお示ししたいと考えております。
- ○中野委員 「ほぼ同程度」の範囲内にほとんどの自治体が収まるのであれば、 この示し方にあまり意味が無いように感じましたので。実際のデータを見てみ てですね。
- **○檜田教育長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

議案第3号については非公開といたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席 をお願いいたします。

以下 非公開